# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

昭島市長

### 公表日

令和6年7月12日

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	1. 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届の受理及び母子手帳の交付 ②妊婦健診受診票の発行及び妊婦健診の費用助成 ③出生通知に基づく出生児の把握と新生児(低体重児、未熟児など)及び生後4か月までの乳児への訪問及び指導の実施 ④乳児、6~7か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査の実施 ⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健師などによる相談、指導及び訪問の実施 ⑥健診未受診児の把握及び保護者への指導 ⑦未熟児養育医療事業費の給付 ⑧マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領、お知らせ機能での通知及び乳幼児健診情報等の提供
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 子育て世代包括支援システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	A Company of the Comp

- 1. 母子手帳ファイル
- 2. 健康診査ファイル
- 3. 保健指導ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表の70の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②法令上の根拠	(第2条の表における情報照会の根拠) 95及び96の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第97条及び第98条
	(第2条の表における情報提供の根拠) 42、80、95及び125の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令第44条、第82条、第97条及び第127条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部子ども家庭センター担当
②所属長の役職名	子ども家庭センター担当課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市子ども家庭部子ども家庭センター担当 電話番号042-543-7303

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市子ども家庭部子ども家庭センター担当 電話番号042-543-7303

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

### 変更簡所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
<b>変</b> 史口		変更削の記載	<b>支史後の記載</b>	促山时别	佐山时州に除る武明
平成29年4月1日	I -1-③	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 子育て世代包括支援システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	I -5-②	健康課長 江沢 秀也	健康課長 倉片 久美子	事後	
平成29年8月2日	I -1-②	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届の受理及び母子手帳の交付②妊婦健診受診票の発行及び妊婦健診の費用助成 ③出生通知に基づく出生児の把握と新生児(低体重児、未熟児など)及び生後4ヶ月までの乳児への訪問及び指導の実施 ④乳児、6~7ヶ月児、9~10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児に対する健康診査の実施 ⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健師などによる相談、指導及び訪問の実施 ⑥健診未受診児の把握及び保護者への指導⑦未熟児養育医療事業費の給付	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届の受理及び母子手帳の交付②妊婦健診受診票の発行及び妊婦健診の費用助成③出生通知に基づく出生児の把握と新生児(低体重児、未熟児など)及び生後4ヶ月までの乳児への訪問及び指導の実施④乳児、6~7ヶ月児、9~10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児に対する健康診査の実施⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健師などによる相談、指導及び訪問の実施⑥健診未受診児の把握及び保護者への指導⑦未熟児養育医療事業費の給付®マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領及びお知らせ機能での通知	事後	
平成29年8月2日	<u> </u>	1. 健康管理システム 2. 子育て世代包括支援システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	<ol> <li>健康管理システム</li> <li>子育て世代包括支援システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>サービス検索・電子申請機能</li> </ol>	事後	
令和1年6月28日	I−5−②所属長の役職名	健康課長 倉片 久美子	健康課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和2年5月1日	I -1-②	る特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠届の受理及び母子手帳の交付②妊婦健診受診票の発行及び妊婦健診の費用助成 ③出生通知に基づく出生児の把握と新生児(低体重児、未熟児など)及び生後4ヶ月までの乳児への訪問及び指導の実施 ④乳児、6~7ヶ月児、9~10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児に対する健康診査の実施 ⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健師などによる相談、指導及び訪問の実施 ⑥健診未受診児の把握及び保護者への指導⑦未熟児養育医療事業費の給付 ⑧マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領、お知らせ機能での通知及び乳幼児健診情報等の提供	事後	
令和2年5月1日	I -4	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2及び87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 70の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2及び70の項	事後	
令和2年5月1日	┃ Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I -1-2	び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を行う。  2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。  ①妊娠届の受理及び母子手帳の交付②妊婦健診受診票の発行及び妊婦健診の費用助成 ③出生通知に基づく出生児の把握と新生児	1. 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①妊娠婦の受理及び母子手帳の交付②妊婦健診の費用助成 ③出生通知に基づく出生児の把握と新生児(低体重児、未熟児など)及び生後4か月までの乳児への訪問及び指導の実施 ④乳児、6~7か月児、9~10か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査の実施・⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健師などによる相談、指導及び訪問の実施・⑤妊産婦及び記問の実施・⑥健診未受診児の把握及び保護者への指導・⑦未熟児養育医療事業費の給付・⑧マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領、お知らせ機能での通知及び乳幼児健診情報等の提供	事後	
令和3年2月1日	I -4-②	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2及び70の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2及び70の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第38条の3及び 第39条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第19 条、第30条、第38条の3及び第44条	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I -4-②	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第38条の3及び 第39条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第38条の3及び 第39条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事前	
令和5年9月8日		令和3年2月1日 時点	令和5年7月6日 時点	 事後	
	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和5年7月6日 時点	 事後	
令和6年7月12日		番号法第9条第1項及び別表第1の49の項	番号法第9条第1項及び別表の70の項	事後	
令和6年7月12日	I -4-(2)	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 69の2及び70の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第38条の3及び 第39条 (別表第2における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2及び87の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第19 条、第30条、第38条の3及び第44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報照会の根拠) 95及び96の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第97 条及び第98条 (第2条の表における情報提供の根拠) 42、80、95及び125の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第44 条、第82条、第97条及び第127条	事後	
令和6年7月12日	I -5-(1)	保健福祉部健康課	宋、弟82宋、弟97宋及び弟127宋 子ども家庭部子ども家庭センター担当	 事後	
令和6年7月12日		健康課長	子ども家庭センター担当課長	<del> </del> 事後	
令和6年7月12日		郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁 目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁 目7番1号 東京都昭島市子ども家庭部子ども家庭センター 担当 電話番号042-543-7303	事後	
令和6年7月12日	I -8	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁 目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁 目7番1号 東京都昭島市子ども家庭部子ども家庭センター 担当 電話番号042-543-7303	事後	
			电品亩 5042-343-7303		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年7月6日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	